

留 意 事 項

国において、「指定居宅（指定介護予防）サービス等の人員、設備及び運営（並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法）に関する基準」に係る関係省令が改正されたことに伴い、県条例・規則を改正（令和6年4月1日施行）しております。

特に、下記の事項につきましては、新たな取組が求められておりますので、ご留意いただくとともに、適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しが行われた。

① 短期入所系サービス

- 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催（3月に1回以上）及びその結果の介護職員等への周知、指針の整備、研修の定期的な実施（年2回以上、新規採用時））を講じること。

※ 身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬が1/100減算になる。

② 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。また、当該記録は5年間保存すること。

2 口腔衛生管理の強化（令和9年3月31日までの間は努力義務）（居住系サービス）

利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

3 協力医療機関との連携体制の構築（居住系サービス）

事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築することなど、以下の見直しが行われた。

① 協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件を満たす協力医療機関を定めること。（努力義務）

- 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

② 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

③ 第二種協定指定医療機関（※）との間で、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めること。（努力義務）

※ 第二種協定指定医療機関：新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する県指定の医療機関

④ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

⑤ 利用者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるようにすること。（努力義務）

4 「書面掲示」規制の見直し（特定福祉用具販売を除くサービス）

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム）に掲載・公表すること。

5 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（令和9年3月31日までの間は努力義務）（短期入所系サービス、居住系サービス）

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的を開催すること。

6 ユニットケア施設管理者研修の受講（努力義務）（短期入所系サービス）

ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講すること。

7 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（福祉用具貸与、特定福祉用具販売）

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入された。

特に、対象福祉用具の提供等に当たって、留意されたい内容は以下のとおり。

※ 対象福祉用具：固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く。）、単点杖（松葉づえを除く。）、多点杖

① 利用者に対し、貸与と販売の選択についてメリット・デメリットを含め十分説明を行うとともに、選択に必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行うこと。

② 福祉用具貸与について、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこと。

③ 特定福祉用具販売について、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること。

また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うこと。（努力義務）

8 モニタリング実施時期の明確化（福祉用具貸与）

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画にモニタリングの実施時期を記載すること。

9 モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への報告（福祉用具貸与）

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に報告すること。

◎ 参考（令和6年4月1日から義務化されたもの（令和3年度改正分））

1 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催（概ね6月に1回以上）、指針の整備、研修の実施（年1回以上及び新規採用時）等に加え、訓練（各種実技、シミュレーション等）を実施（年1回以上）すること。 ※特定施設入居者生活介護の研修及び訓練は、年2回以上

2 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこと。

なお、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ※回数は上記1に同じ

注）業務継続に係る研修及び訓練は、「感染症の予防及び蔓延防止」「非常災害対策」と一体的に実施しても差し支えない。

3 高齢者虐待防止の推進

- ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発を防止するための委員会の開催（定期的）、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を行うこと。 ※研修回数は上記1に同じ

※ 担当者については、虐待の発生、再発を防止するための委員会の責任者と同一の者が務めることが望ましい。

- ・ 運営規程において、虐待防止のための措置に関する事項を定めること。

4 無資格者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

（訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護）

介護に関わる全ての者の認知症への対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

（参考URL）

○指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（新旧対照表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227813.pdf>（厚生労働省令第16号介護保険）

○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援【厚生労働省HP】（研修動画・ガイドライン等掲載）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/doug_a_00002.html